

# たけのこを出荷してみませんか！

山口県柳井農林事務所森林部

4月はタケノコの収穫の季節です。タケノコを掘って、出荷してみませんか。

発生したタケノコを放置すると、竹林は拡大し、隣接地や農地などに侵入していきます。その駆除に苦労されている方も多いと思いますが、タケノコを掘って出荷すれば、竹林の拡大防止と収入の一挙両得です。

タケノコの掘り取りには唐鍬を使います。タケノコの腹面から鍬で掘り、地下茎の接合部のやや上から切断します。鍬傷のあるタケノコは、商品価値が極端に落ちるので、傷をつけないように掘り取ることが大切です。掘りとったタケノコは、日光に当てないようにし、できるだけ早く選別を行い出荷します。

集荷は4月に入ってから週3回程度、JAの各支所にて荷受けされる予定です。出荷にあたっては、事前の登録が必要となりますが、お住まいのJA支所に行けば、どなたでも登録して出荷できます。なお、出荷規格（予定）は下表のとおりです。タケノコ栽培などのお問い合わせは、お気軽に柳井農林事務所森林部（担当：井上祐一）までお問い合わせください。

■お問い合わせ 柳井（岩国）農林事務所森林部

☎0827（29）1565

《たけのこ出荷規格》

区分 規格	長さ
小	25 cm以下 (コンテナの短辺にゆったり入るサイズ)
中	26 cm以上～45 cm以下 (コンテナの長辺にゆったり入るサイズ)

※出荷にあたっての注意事項（根イボが全くないものは荷受不可）  
 1 親根よりイボ2節以上から傷を付けないように掘り取り、必ずイボ1節を残して節間と平行に切断する。  
 2 45cm以内で根イボが一部欠けているものは規格外品で受け入れる。



## めざせ！ かしの消費者

賃貸住宅を借りるときの注意点！

相談は山口県消費生活センター

☎083（924）0999

または町商工観光課

☎0820（79）1003

### 【相談】

社会人になり、アパートを借りることになりました。初めての賃貸借契約です。どのようなことに気を付けたらいいですか？

### 【処理】

実際にアパートなどの物件を確認し、「重要事項説明書」や「賃貸借契約書」をしっかり読み、わからないことがあれば質問し、納得した上で契約しましょう。

しかし、忙しいからといって、アパートなどの物件を見ずに、ネット上の情報だけで契約をしてはいけません。家具を置こうとして、入らないこともあります。実際に物件を見て確認しましょう。

また、「重要事項説明書」はしっかり読み、その内容を十分理解してから、借りるかどうかの判断をしましょう。

契約が成立すると、貸主、借主双方に契約に基づく権利・義務が発生します。

春は、入学、転勤などで、アパートなどの賃貸借契約を結ぶことが多くなる季節です。新しい環境に変わる、多忙な季節でもあります。

後でトラブルにならないために、契約前しっかりと契約書を確認することが大切です。